

# 仕 様 書

本仕様書は、廃小型家電類の処理委託の適正を期するため、業務に必要な事項を定めるものである。この業務の遂行上必要な事項は、本書に明記されない事項であっても、甲（伊勢広域環境組合）乙（請負業者）協議の上、実施するものとする。

なお、業務の重要性及び公共施設であることを認識した上、廃棄物処理関係法令等業務遂行に係る関係法令並びに甲の関係条例及び規則等を遵守して、業務の履行には万全を期するものとする。

1. 委 託 名 廃小型家電類処理委託その2  
(廃小型家電類とは、家電リサイクル法対象物及びパソコンを除く「電子レンジ、掃除機、扇風機、AV機器、ファンヒーター、電気かみそり、携帯電話、加熱式たばこ等、電気や電池を使用する小型の家電類」で不要となったもの)
2. 委 託 場 所 伊勢市西豊浜町 653 番地 清掃工場
3. 委 託 期 間 令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
4. 業 務 範 囲
  - (1) 甲は、甲の粗大ごみ処理施設に収集された廃小型家電類の再資源化、再商品化を目的として乙に処理委託するものとする。
  - (2) 廃小型家電類は、甲の指定する場所において引き渡しを受けるものとする。
5. 再資源化処理条件
  - (1) 乙は、甲から引き渡しを受けた廃小型家電類を循環資源として、確実にかつ適切に再生処理を行うこと。
  - (2) 国内での希少金属類の循環を目的とするため、乙は廃小型家電類から希少金属を取り出す技術を有すること。
  - (3) 再資源化処理の実施に伴い発生するごみ及びシュレッダーダスト等は、すべて、乙がその負担において処分するものとする。
  - (4) 廃小型家電に含まれたフロン類を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、当該フロン類の破壊を自ら適正に行うこと。
6. 資 格
  - (1) 乙は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）第 10 条第 3 項の認定事業者であること。
  - (2) 乙は、廃小型家電類に含まれたフロン類の回収及び破壊を適正に行う者であること。
7. 再資源化量等の報告  
乙は、甲から引き取った廃小型家電類の再資源化量、貴金属含有量、再商品化物の引き渡し先について、甲に報告しなければならない。

## 8. 引き取り方法及び計量の方法

- (1) 廃小型家電類の引き取りについては、甲からの連絡により乙が、延滞なく引き取りを行うこと。(積み込みに関しては清掃工場の重機を使用可)  
乙は、作業に直接必要となる有資格者を従事させなければならない。また、この業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙が賠償額を負担するものとする。
- (2) 引き取った廃小型家電類をその都度乙にて計量し、引取り量を甲へ報告すること。検収数量は、乙の計量の数量とする。
- (3) 搬出時間は施設の運転時間内とし搬出確認は清掃工場の計量機にて行う。その他、甲の指示に従うこと。

## 9. 搬出車両

最大積載量が12t以下。  
最大車両寸法、車高3.8m、全長8.50m、全幅2.49mとする。

## 10. 支払方法

1ヶ月の処理合計量に契約単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した額を、請求により支払いするものとする。  
ただし、1円未満の端数が生じた場合は切捨てとする。

## 11. 確認及び調査

- (1) 甲は、廃小型家電類の再資源化方法等を確認するため、必要に応じて乙の施設に立ち入り調査することが出来る。
- (2) 甲が業務に係る資料の提出を求めた場合、乙は速やかに応じなければならない。

## 12. その他

- (1) 乙は、甲の許可無く甲の所有物を持ち出ししたり、業務に必要としない物を持ち込んで서는ならない。
- (2) 乙は、甲の受け入れ業務に支障を来たさない様、搬出するものとする。

## 13. 業務委託予定量 225t

## 14. 見積価格 1t当りの処理費とする。(運搬費を含む。) (消費税及び地方消費税抜き。)